

平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(第一和泉団地1工区(1・2号棟)新築主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 第一和泉団地1工区(1・2号棟)新築主体工事
2. 施工場所 松山市和泉南五丁目296番1, 300番1
3. 内 容 A: 公営住宅1号棟 鉄筋コンクリート造6階建て
延床面積2,743.98㎡
B: 公営住宅2号棟 鉄筋コンクリート造8階建て
延床面積3,520.84㎡
C: 既存杭撤去 1式
4. 請 負 人 松山市古川南一丁目22番18号
有光・杉野・愛媛特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社有光組 代表取締役 有光 智幸
5. 請負金額 12億744万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万

円以上の工事又は製造の請負とする。

平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(第一和泉団地2工区(3・4号棟)新築主体工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 第一和泉団地2工区(3・4号棟)新築主体工事
2. 施工場所 松山市和泉南五丁目300番1, 358番1, 359番, 361番
3. 内 容 A:改良住宅3号棟 鉄筋コンクリート造8階建て
延床面積3,430.56㎡
B:改良住宅4号棟 鉄筋コンクリート造8階建て
延床面積3,428.49㎡
4. 請 負 人 松山市竹原二丁目1番19号
二神・成武・横田特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社二神組 代表取締役 小池 昭彦
5. 請負金額 13億356万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

交通事故の損害賠償額を和解により定めることについて

交通事故の損害賠償額を次のとおり和解により定める。

記

1. 当事者

松山市

相手方

2. 事故の概要

平成27年7月15日午後1時45分頃、松山市浅海原751番地2地先において、道路管理業務中に、道路管理課所属 [REDACTED] 運転の道路作業車（愛媛800す3958）に相手方の軽自動車が正面衝突し、損害（物損）を受けたものである。

3. 和解の内容

相手方から市に損害賠償金として3,888,994円を支払い、今後この事件に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。

（提案理由）

相手方自動車による交通事故について、和解により損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

新たに生じた土地の確認について（外港地区）

地方自治法第9条の5第1項の規定により、松山市の区域内に公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、松山市の地域であることを確認するものとする。

記

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市大可賀三丁目525番4に接する大可賀防潮堤の地先	6,342.334

（提案理由）

今回確認する埋立地は、国土交通省がふ頭用地として、埋立免許を受け、埋立竣功の認可を得たので、本市区域内の土地であることを確認することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村区域内に新たに生じた土地の確認及び届出）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

埋立地付近図
 (松山市大可賀三丁目地先)



平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

町の区域の変更について（外港地区）

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域を変更するものとする。

上記の処分は、同条第2項の規定による告示の日から効力を生ずる。

記

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大可賀三丁目	松山市大可賀三丁目525番4に接する大可賀防潮堤の地先公有水面埋立地	6,342.334

（提案理由）

公有水面埋立に伴う町の区域を変更することにつき、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

埋立地付近図
 (松山市大可賀三丁目地先)



平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

市道路線の認定について

1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 浮穴 102号線	井門町	井門町	
2	市道 久谷 193号線	東方町	東方町	
3	市道 桑原 261号線	正円寺四丁目	正円寺四丁目	
4	市道 桑原 262号線	三町二丁目	三町二丁目	
5	市道 桑原 263号線	東野二丁目	東野二丁目	
6	市道 和気 241号線	馬木町	馬木町	
7	市道 石井 510号線	東石井五丁目	東石井五丁目	
8	市道 味生 279号線	北斎院町	北斎院町	

(提案理由)

図面番号第1～2号は道路改良工事に伴い、図面番号第3～8号は一般交通の用に供されている道路で地元及び土地所有者からの申請に基づき、市道に認定するため道路法第8条の規定により、本案を提出する。

(参 照)

道路法 (抄)

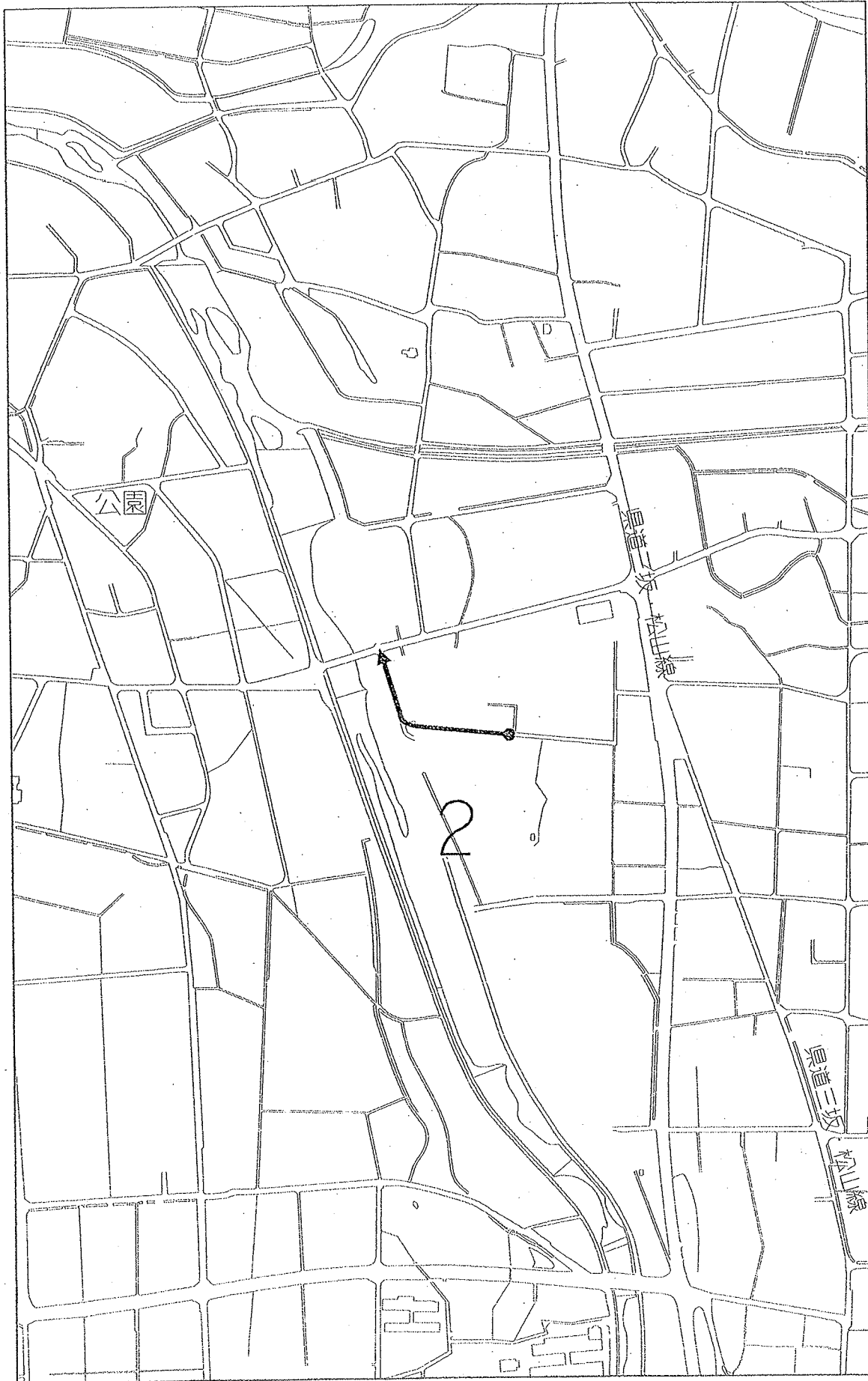
(市町村道の意義及びその路線の認定)

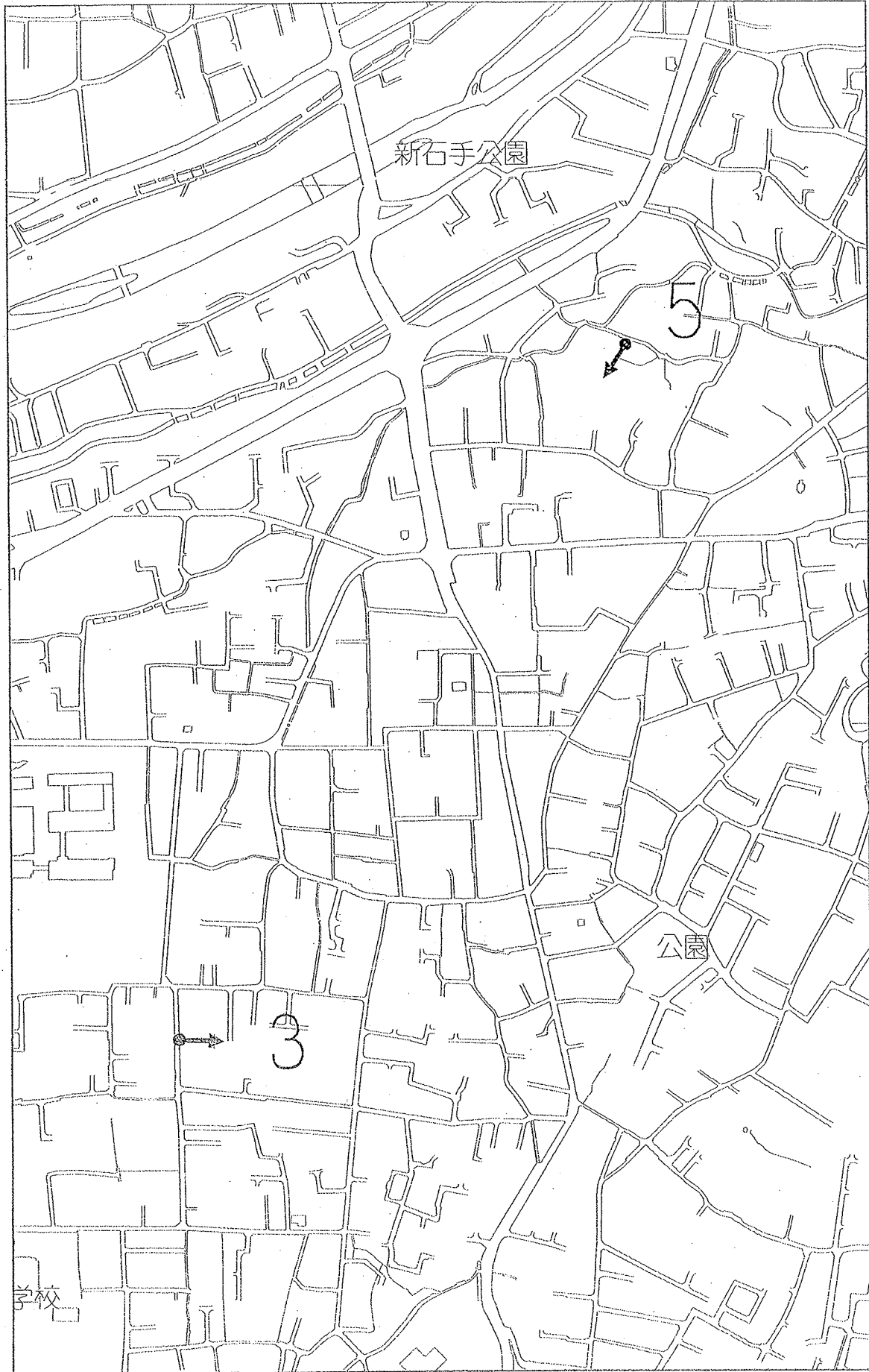
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。



起点
終点





新石手公園

5

公園

3

学校



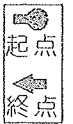


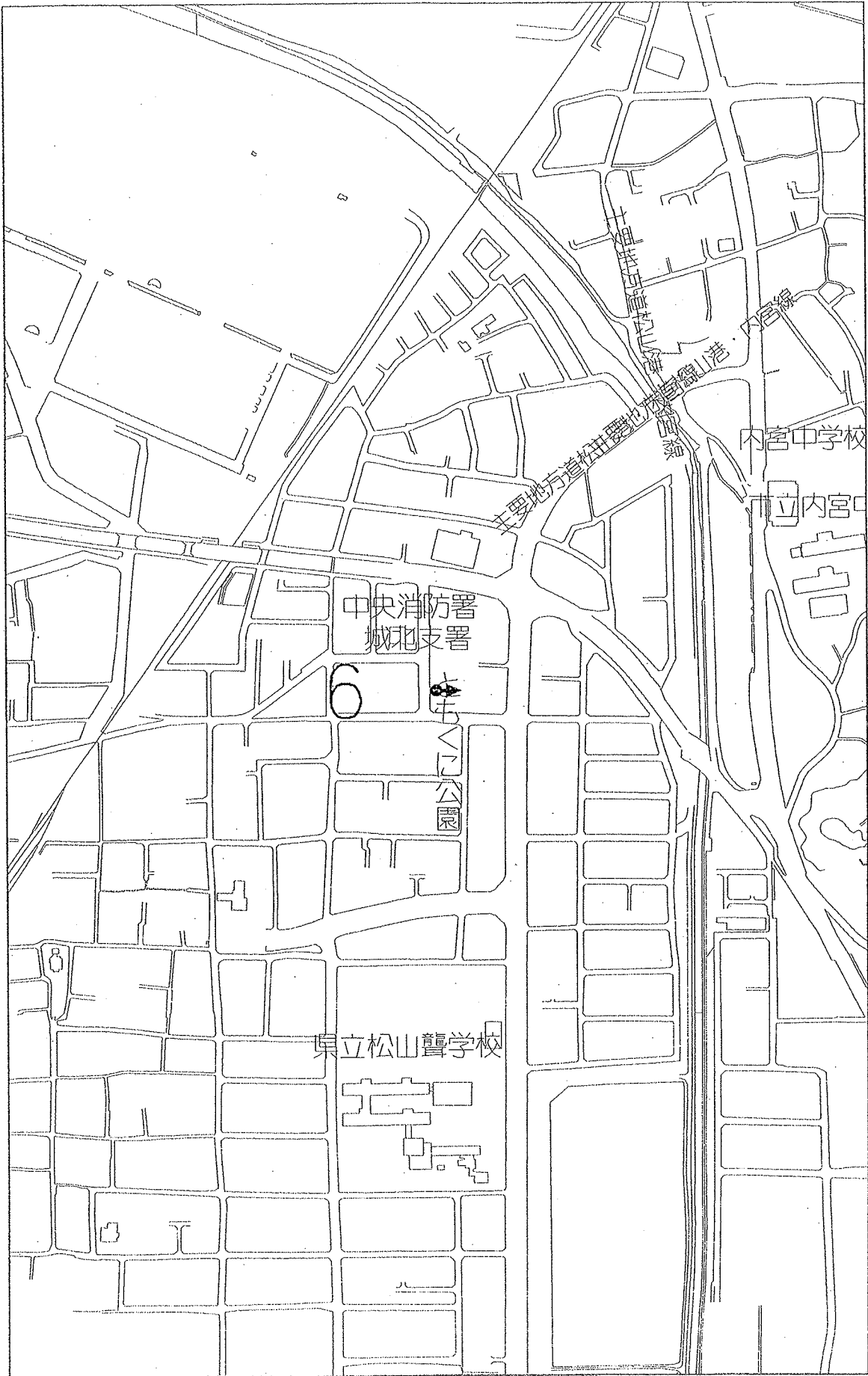
古墳公園
経石山公園

三福公園

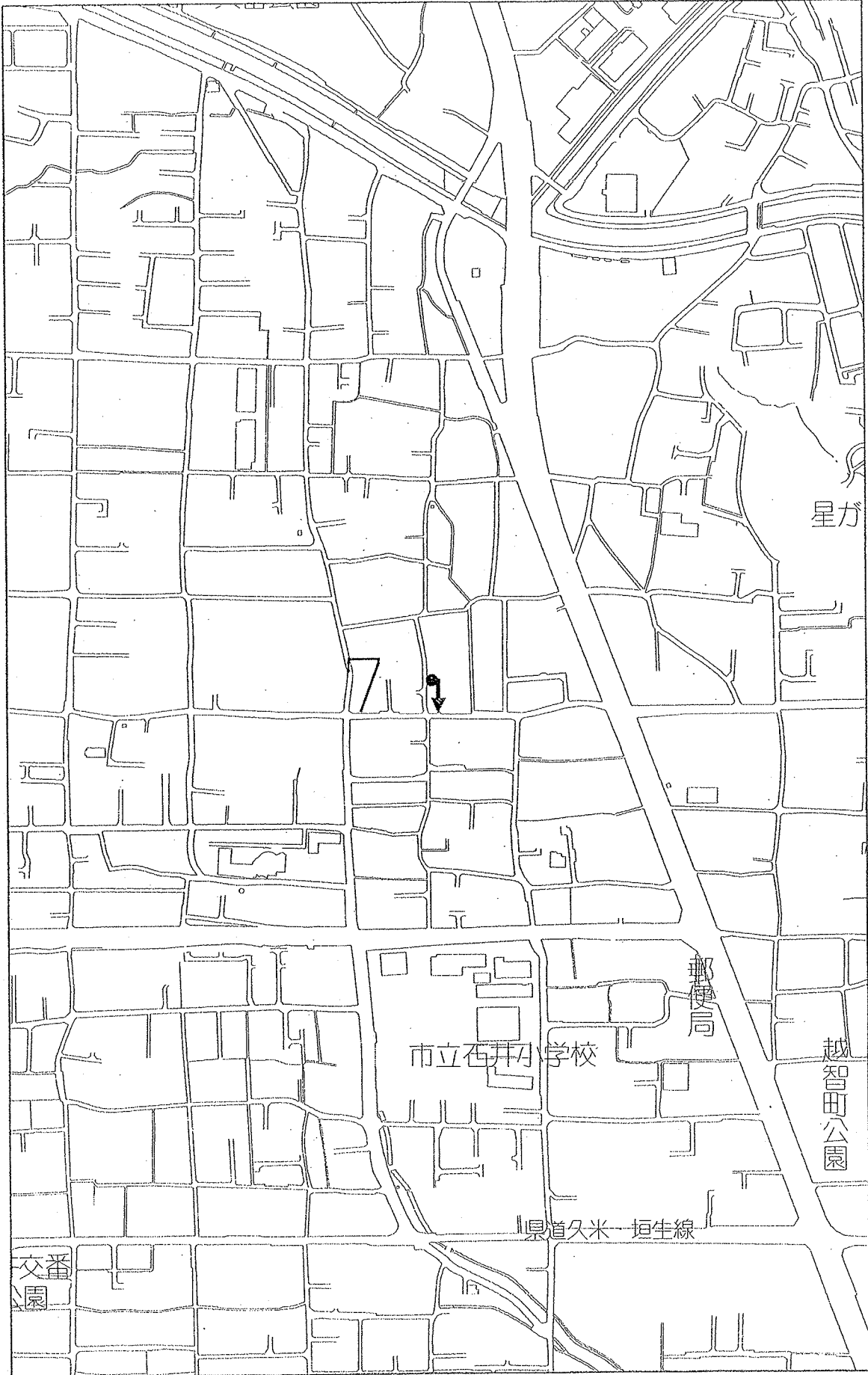
共田三角公園

市立北久米小学校





 起点
 終点



星ガ

郵便局

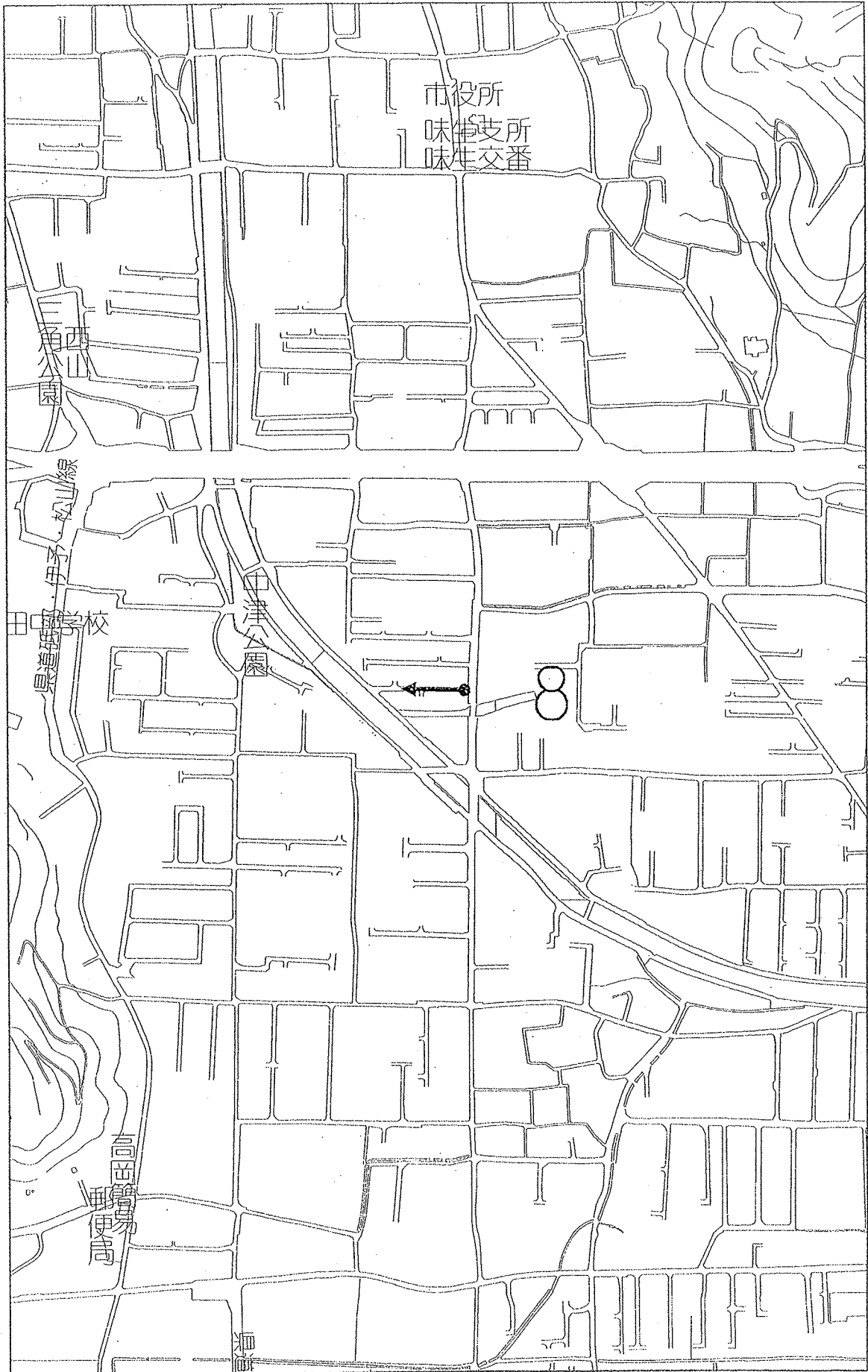
市立石井小学校

越智町公園

県道久米一垣生線

交番





図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 浮穴 102号線	松山市井門町 1105番2地先	松山市井門町 1207番1地先	5.2 ~9.9	536.7
2	市 道 久谷 193号線	松山市東方町 甲 2116番2地先	松山市東方町 甲 2120番1地先	4.1 ~19.0	170.0
3	市 道 桑原 261号線	松山市正円寺四丁目 252番1地先	松山市正円寺四丁目 252番5地先	4.3 ~8.8	32.1
4	市 道 桑原 262号線	松山市三町二丁目 288番6地先	松山市三町二丁目 298番4地先	4.3 ~9.1	36.9
5	市 道 桑原 263号線	松山市東野二丁目 甲 139番1地先	松山市東野二丁目 甲 141番1地先	4.7 ~8.8	30.9
6	市 道 和気 241号線	松山市馬木町 2234番1地先	松山市馬木町 2234番2地先	4.5 ~8.9	33.1
7	市 道 石井 510号線	松山市東石井五丁目 430番4地先	松山市東石井五丁目 430番1地先	4.0 ~8.3	41.4
8	市 道 味生 279号線	松山市北斎院町 464番1地先	松山市北斎院町 464番5地先	4.3 ~8.3	57.6

平成29年6月15日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・由良地区）の施行について
市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・由良地区）を、次の計画概要書に基づき平成29年度以降に施行する。

記

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・由良地区）計画概要書

1. 目的

本地区は松山市松山港の沖合に位置し、主として柑橘が栽培されている。しかし、ほ場内の農道が狭小でかつ未整備であるため、農産物や生産資材の運搬は車種や走行速度に制限が生まれ、営農に係る運搬に多大な労力を要している。

このため、本計画ではほ場内の農道を整備し、農業輸送の効率化による営農環境の改善を図るものである。

2. 地区の概要

(1) 地区

由良地区

(2) 所在地

松山市由良町（別紙位置図のとおり）

(3) 地域

本地区は、興居島北部の丘陵地に広がる樹園地帯であり、瀬戸内海の美しい自然景観と樹園地景観が調和した島嶼地域特有の農村景観が見られる。

(4) 現況

受益面積 1.2ha

主要生産物 柑橘類

3. 基本計画

本地域は、柑橘栽培が盛んに営まれているが、ほ場内の農道は狭小でかつ未整備であるため、各農家は通作や農作物の出荷に多大な労力を費やしている。そのため、本農道を整備することにより、農産物や生産資材等の輸送の効率を改善し、営農労力の節減を

図るものである。

(1) 事業概要

農道 L=200m W=3.0m

(2) 事業費の概算

ア 内訳 (単位：千円)

項目	金額
工事費	18,000
用地費及び補償費	12,000
合計	30,000

イ 負担区分 (単位：千円)

項目	金額
県費	15,000
市費	14,700
地元	300
合計	30,000

4. 効果

農作物の生産に必要な資材や農産物の輸送、通作などの農業交通に係る走行経費の節減が図れ、また維持管理労力の軽減が可能である。

5. 施行方法

直営

(提案理由)

市営土地改良事業を施行することにつき、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参照)

土地改良法(抄)

(土地改良事業の開始)

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町

村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

